

保護者のみなさまへ

## 私立幼稚園就園奨励費補助金申請のお知らせ

—糸島市人権福祉部子ども課—

糸島市では、私立幼稚園（市外を含む、「子ども・子育て支援新制度」に移行した幼稚園を除く、以下私立幼稚園）に通園している園児の保護者を対象に、保育料等（入園料・保育料）の補助を行っています。

### 【1】補助の対象者

糸島市内に住民登録があり、認可されている私立幼稚園に通園させている満3歳児（満3歳に達し翌年4月を待たずに年度途中から就園している園児）、3歳児（平成26年4月2日生～平成27年4月1日生）、4歳児（平成25年4月2日生～平成26年4月1日生）、5歳児（平成24年4月2日生～平成25年4月1日生）の保護者

### 【2】申請方法と添付書類

- ① 別添「保育料等減免措置に関する調書」（以下調書）に記入して、各幼稚園が指定する日までに各幼稚園に提出してください。

- ② 添付書類について

#### （A）平成30年1月1日現在、糸島市に住民登録している方

保護者の承認により子ども課で課税額を確認しますので「調書」の⑥の欄に必ず記名・押印をしてください。平成30年度の住民税が未申告の場合は判定ができませんので申告をしてください。

#### （B）下欄①～③に該当する方は、「調書」のほかに以下の書類も提出してください。

| 区分                               | 必要書類                                                                                                  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①平成30年1月2日以降に<br>糸島市に転入した場合      | ◎ <u>世帯全員</u> の平成30年度市区村民税課税（非課税）証明書<br>※必ず扶養状況が記載されたものを提出してください。<br>※平成30年1月1日時点での住民登録市区町村で入手してください。 |
| ②単身赴任等により、他市町村に平成30年度の住民税を納税する場合 |                                                                                                       |
| ③平成29年中に日本国外で収入があった場合            | ◎日本国外での収入が確認できる書類（写しでも可）<br>・給与証明書（日本国内及び国外の合計）<br>※外国語表記の場合は要訳文                                      |

※各幼稚園の調書提出期限までに書類を準備できない場合は、調書の余白に「添付書類後日提出」と記入したうえで調書を提出し、後日各幼稚園もしくは糸島市人権福祉部子ども課に提出してください。

### 【3】補助金の交付について

補助金の交付は年1回（3月上旬を予定）で、園を通して行います。

【４】年度途中での状況変更について

今年度の途中で糸島市から転出したり、幼稚園を退園したりする場合は、速やかに各幼稚園にご連絡ください。また、年度の途中で世帯の状況に変更があった場合や、修正申告等により平成 30 年度の課税額が変更になった場合は、速やかに子ども課保育・幼稚園係にご連絡をお願いします。連絡がない場合は補助額の再算定が行われない事もありますのでご注意ください。

※この補助は国の幼稚園就園奨励費補助事業を前提とした単年度事業であって、年度を越えての申請・再算定はできませんのでご注意ください。

【５】補助基準及び補助限度額について

- ①補助基準及び補助限度額については、〈表 1〉を参照してください。
- ②補助限度額は、平成 30 年度の市区町村民税所得割額（調整控除以外の各種税額控除の適用前額）で判定します。県民税や所得税は含みません。複数の世帯構成員に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市民税所得割額を合算します。（単身赴任者や入院者等のように住居が別であっても、園児の属する世帯と生計の一体性があれば同一世帯とみなします。）
- ③保護者が当年度に実際に支払う入園料・保育料（給食費・教材費等の諸経費を除く）の合計額が、〈表 1〉から判定される補助限度額を下回る場合は入園料・保育料（給食費・教材費等の諸経費を除く）の支払額を限度とします。
- ④途中入退園及び休園の場合は、保育料を支払った登園期間（月数）に応じた計算式により算出された金額を限度とします。（満 3 歳児の場合は誕生日以降が補助対象）

$$\begin{array}{lcl}
 \text{補助限度額} & = & \frac{\text{保育料の支払い月数} + 3 \text{ 月（入園料相当）}}{12 \text{ 月} + 3 \text{ 月（〃）}} \\
 (\text{※百円未満を四捨五入}) & & (\text{入園料を納付した年度のみ分母と分子に 3 月分を加算})
 \end{array}$$

〈表 1〉

| 世帯区分※ |                                        | 補助限度額（園児 1 人あたり年額：円） |          |          |
|-------|----------------------------------------|----------------------|----------|----------|
|       |                                        | 第 1 子                | 第 2 子    | 第 3 子以降  |
| 1     | 生活保護受給世帯                               | 308,000円             | 308,000円 | 308,000円 |
| 2A    | 市民税非課税世帯<br>市民税所得割額非課税世帯<br>【ひとり親世帯等*】 | 308,000円             | 308,000円 | 308,000円 |
| 2B    | 市民税非課税世帯<br>市民税所得割額非課税世帯<br>【2A 以外の世帯】 | 272,000円             | 308,000円 | 308,000円 |
| 3A    | 市民税所得割額<br>77,100 円以下の世帯<br>【ひとり親世帯等*】 | 272,000円             | 308,000円 | 308,000円 |
| 3B    | 市民税所得割額<br>77,100 円以下の世帯<br>【3A 以外の世帯】 | 187,200円             | 247,000円 | 308,000円 |
| 4     | 市民税所得割額<br>211,200 円以下の世帯              | 62,200円              | 185,000円 | 308,000円 |
| 5     | 上記区分以外の世帯                              | —                    | 154,000円 | 308,000円 |

※ 世帯区分 1 から 3 に該当する世帯については兄・姉の年齢制限はありません。ただし、園児の保護者と生計を同一にする者としてします。

※ 世帯区分 4 及び 5 は従前のとおり小学校 3 年生までの兄・姉の数に応じて「第 2 子」「第 3 子以降」とみなします。

※ 「ひとり親世帯等」とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。（世帯区分 4 及び 5 では「ひとり親世帯等」の特例はありません）

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保険及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る。）

※ 〈表 1〉世帯区分 3A 及び 3B「市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯」と世帯区分 4「市町村民税所得割額 211,200 円以下の世帯」に該当される世帯は、扶養者の年齢により基準（限度）額が異なりますので、別表（早見表）でご確認ください。

【幼稚園就園奨励費に関する問い合わせ】

糸島市役所 子ども課 保育・幼稚園係

TEL 092-332-2074